

「教職員」のための制度を追求しました！



自動車共済*

加入台数 約19万台の実績！

お客さま満足度 **96.5%**

*共済事故処理終了後にご契約者に回答いただいた「お客様満足度アンケート」2018年度の集計結果より

チェックポイント①

「公務中」「通勤中」の事故は等級ダウンなし！

事故を起こして補償を受けると通常は更新契約が「3等級ダウン」となって掛金がアップしますが教職員共済の自動車共済なら…

公務中の事故

どの契約コースでも「等級据置」だから更新時の掛金アップなし！

通勤中の事故

補償充実コース6等級以上なら「等級据置」だから更新時の掛金アップなし！

1共済期間につき1回

公務や通勤で車をよく使うから事故が心配…



等級ダウン？



人身事故を起こしてしまった…刑事訴訟は免れない？



失職？



チェックポイント②

「教職員の立場」をしっかり理解した事故対応！

ご存知ですか？教職員が「刑事処分」で正式起訴されると、失職する可能性が高いです。

刑事処分にともなう教職員のデメリットを熟知しているから

全国の損害調査員が、事故を起こしてしまった「教職員」の身分を守ることを念頭におきながら、円満解決をめざします。

しかも！人身事故で刑事訴訟の恐れが生じたときは、弁護士費用を1事故につき最高300万円まで補償します。

チェックポイント③

示談交渉の対象外…「被害事故」でも頼りになる

もらい事故など、自分に過失がない事故の場合は法律により損害調査員は示談交渉できません。

そんなときでも「弁護士費用特約」をつけておけば安心！

相手に損害賠償請求するための弁護士費用や法律相談費用を補償。弁護士のご紹介もできます。

相手が悪いのに修理代の支払いに応じてくれない！



1事故1被共済者につき、「弁護士費用共済金」最高300万円「法律相談費用共済金」最高10万円

結果的に「無過失」とならなくても利用できます。